

新たな国土形成計画（全国計画）における
北陸圏・中部圏の広域連携に係る位置付け

平成27年8月14日閣議決定 国土形成計画（全国計画）

第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第2章 広域地方計画の策定・推進

第2節 広域地方計画の基本的考え方

(2) 広域ブロック間の連携及び相互調整

各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあるとともに、国際観光ルートの構築を始め、産業、物流、防災、瀬戸内海における国土の保全、管理の一体的推進等の共通の課題を有していることから、引き続き、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討することが求められる。また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を通じて、交通基盤整備の進展等を活かした地域の自立的発展を推進している地域であることから、引き続き分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描くことが求められる。

(以下、省略)

